令和　　年　　月　　日

プロポーザル参加申請書

（宛　先）

静　岡　市　長

（申請者）所　 在 　地

商号又は名称

代表者職氏名

次の業務について、プロポーザルに参加を申請します。

なお、この申請書及び関係書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

１　業務名　令和７年度　都都交委第512号　医療福祉AIオンデマンド地域交通実証業務

２　必要な資格

　この企画提案に参加するにあたり、次の（１）～（７）の条件を満たしています。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
3. 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
4. 申請日から入札執行日まで静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年４月１日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
5. 国税及び地方税の滞納がないこと。
6. 道路運送法第３条第１号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を静清交通圏において有する交通事業者又は交通事業者を含む事業者グループであること。

　　　注１）オンデマンド交通の運行にあたっては、通常、道路運送法第４条に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要となるが、今回の実証業務においては、道路運送法第21条に基づく実証実験として申請することを想定している。

　　　注２）事業者グループで参加する場合は、代表事業者を定めて応募すること。なお、グループ内のすべての事業者は、別途、単独又は他の事業者グループの構成員として応募することができない。

1. AIオンデマンド交通システム（AI（人工知能）を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム）を用いた運行が可能であること。

※事業者グループとして参加する場合、グループ内のすべての事業者が（１）～（５）の参加資格を有する必要がある。

３　担当者

　（１）所属

　（２）職氏名

（３）電話番号

（４）e-mail